

換地処分公告に伴う住所変更手続きの御案内

(南草津プリムタウン土地区画整理事業)

令和5年5月20日(土)から
あなたの住所が変わりました。



草 津 市

はじめに

南草津プリムタウン土地区画整理事業の換地処分の公告日の翌日から、土地区画整理事業区域内の土地の配置に合わせた新しい町および字の区域ならびに町名・地番が設定され、本事業区域内のすべての土地で住所が変更となりました。

このため、本事業区域内にお住まいの方、事務所等を設置している法人等は、住所の変更手続きが必要となります。

つきましては、住所変更に伴う主な手続きを御案内させていただきますので、本資料の内容を御確認のうえ必要な手続きを行っていただきますようよろしくお願いいたします。

※換地処分とは

土地区画整理事業において行われる行政処分であり、区画整理前の地名・地番・筆界などが変更されることをいいます。この度、令和5年5月19日に換地処分公告がなされたことから、地名・地番・筆界などが変更されております。

目次

はじめに	1
1 換地処分公告日	2
2 住所変更日（換地処分の効力が生じた日）	2
3 新しい地番・住所・本籍の表し方	2
4 郵便番号について	2
5 住所の変更に関する証明書の発行	3
6 住所変更手続きのお願い	3
7 住所変更等に係る主な諸手続きについて	4～10
8 登記の閉鎖について	11
9 住所変更手続きに関するQ&A	12

1 換地処分公告日

換地処分公告日は令和5年5月19日（金）です。

2 住所変更日（換地処分の効力が生じた日）

令和5年5月20日（土）（換地処分公告日の翌日）から換地処分の効力が生じ、従前の土地にあった権利関係は、従後の土地に移り、町名・地番・地目・面積等が確定いたしました。

本事業区域内にお住まいの方や事務所等を設置している法人等の住所については、住所変更証明書を同封しておりますので御確認ください。

3 新しい地番・住所・本籍の表し方

新しい地番・住所・本籍の表し方は、次のように変更となります。

例）旧の地番が「草津市野路町字榊差〇〇〇番△」の場合

	旧表記	新表記
①地番	草津市野路町字榊差〇〇〇番△	草津市南草津プリムタウンー丁目◇◇番☆
②住所	草津市野路町〇〇〇番地△	草津市南草津プリムタウンー丁目◇◇番地☆
③本籍	草津市野路町〇〇〇番地△	草津市南草津プリムタウンー丁目◇◇番地☆

当該区域内に本籍を置かれている方については、本籍の変更の有無に関わらず、草津市役所市民課より、「本籍の変更について（お知らせ）」を送付する予定です。

※本籍の変更は、当該区域に本籍を登録されている方が対象です。

※土地の分合筆などにより、令和5年5月19日時点で、存在しない地番に本籍を置かれている場合は、本籍の変更は行われません。

4 郵便番号について

南草津プリムタウンー丁目～四丁目の郵便番号は、〈525-0068〉となります。
なお、野路町〈525-0055〉、南笠町〈525-0056〉については変更ありません。

5 住所の変更に関する証明書の発行

住所の変更に関する証明書（以下「住所変更証明書」と記載）は市役所以外の機関で住所変更の手続きを行う際に必要な書類です。1人につき5部同封しておりますので、住所変更の手続きにご活用ください。

なお、お送りした部数以上に住所変更証明書が必要な場合は、草津市役所4階の都市計画課窓口で、今回の換地処分で住所変更があった方のみを対象に、住所変更証明書を無料で発行します。住所変更証明申請書に氏名、住所を御記入いただき、提出していただく必要がございます。

※本籍の変更については、草津市役所市民課から発送される「本籍の変更について（お知らせ）」が証明書となります。

6 住所変更手続きのお願い

住所変更に伴う諸手続きについては、既に市で変更作業を行ったものもありますが、一部ご自身で変更手続きを行っていただくものがあります。詳しくは、次ページの「7 住所変更等に係る主な諸手続きについて」を参考にお手続きいただきますようお願いいたします。

なお、ここに記載しているもの以外において住所変更の手続きを要するものは、各機関にお問い合わせのうえ、お手続きいただきますようお願いいたします。

※ 手続きの開始日について

市役所でのデータ更新のため、住所変更手続きや必要書類の交付等の手続きは、令和5年5月22日（月）からの開始となります。

7 住所変更等に係る主な諸手続きについて

① 草津市役所、その他の行政機関が変更手続きを行うもの（個人の手続きが不要なもの）

種類	変更欄	担当部署（電話番号）	説明
<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍簿 ・住民基本台帳 ・印鑑登録原票 ・本人通知登録簿 ・戸籍の附票 	<ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・本籍 	市民課 戸籍住基係 077-561-2344	市役所で新しい住所・本籍に書き換えます。
国民健康保険 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・高齢受給者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 	<ul style="list-style-type: none"> ・住所 	保険年金課 国民健康保険係 077-561-2366	市役所から新しい住所に書き換えた証（券）を送付します。
後期高齢者医療 <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 	<ul style="list-style-type: none"> ・住所 	保険年金課 福祉高齢者医療係 077-561-2358	
福祉医療費受給券 <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児、子ども ・心身障害者（児） ・母子／父子家庭 ・精神科通院医療 他 	<ul style="list-style-type: none"> ・住所 	保険年金課 福祉高齢者医療係 077-561-6975	
国民年金（年金を受給していない方）	<ul style="list-style-type: none"> ・住所 	保険年金課 国民年金係 077-561-2367	市役所で年金事務所へ手続きを行います。
国民年金、厚生年金を受給されている方	<ul style="list-style-type: none"> ・住所 	保険年金課 国民年金係 077-561-2367	

種類	変更欄	担当部署（電話番号）	説明
障害福祉サービス受給者証	・住所	障害福祉課 相談支援係 077-561-2363	市役所から新しい住所に書き換えたシールを送付しますので、受給者証に貼付してください。
通所受給者証	・住所	発達支援センター 相談・支援係 077-569-0353	市役所から新しい住所に書き換えたシールを送付しますので、受給者証に貼付してください。
地域生活支援事業サービス利用管理表	・住所	障害福祉課 相談支援係 077-561-2363	市役所から新しい住所に書き換えた管理表を送付します。
・特別障害者手当 ・障害児福祉手当	・住所	障害福祉課 障害福祉係 077-561-6972	市役所で新しい住所に書き換えます。
介護保険被保険者証	・住所	介護保険課 介護保険係 077-561-2369	市役所から新しい住所に書き換えた被保険者証を送付します。
介護保険各種減免減額認定証	・住所	介護保険課 介護保険係 077-561-2369	市役所から新しい住所に書き換えた認定証を送付します。
通所受給者証	・住所	発達支援センター 相談・支援係 077-569-0353	市役所から新しい住所に書き換えたシールを送付しますので、受給者証に貼付してください。
児童手当	・住所	子ども家庭・若者課 子ども家庭係 077-561-2364	市役所で新しい住所に書き換えます。
放課後児童育成クラブ	・住所	子ども・若者政策課 子ども・若者政策係 077-562-7882	
保育所、こども園等関係	・住所	幼児課 入所・入園係 077-561-2365	
軽自動車税納税通知書	・住所	税務課 諸税管理係 077-561-2308	税務課から令和5年5月1日付にて旧住所での納税通知書を送付しています。「住所変更証明書」と併せて証明書として使用いただけます。

種類	変更欄	担当部署（電話番号）	説明
個人市県民税納税通知書	・住所	税務課 市民税係 077-561-2309	【特別徴収（給与天引き）の方】 税務課から令和5年5月12日付にて旧住所での納税通知書を送付しています。「住所変更証明書」と併せて証明書として使用いただけます。 【普通徴収・年金特別徴収の方】 税務課から令和5年6月7日付にて新しい住所に納税通知書を送付します。
固定資産税納税通知書	・住所	税務課 資産税係 077-561-2310	税務課から令和5年5月1日付にて旧住所での納税通知書を送付しています。「住所変更証明書」と併せて証明書として使用いただけます。
固定資産名寄帳兼課税台帳	・所在地 ・地番 ・地積 ・地目等	税務課 資産税係 077-561-2310	市役所で新しい内容に書き換えます。
軽自動車税課税台帳	・住所	税務課 諸税管理係 077-561-2308	市役所で新しい住所に書き換えます。
犬の登録	・住所	生活安心課 市民生活係 077-561-2340	市役所で新しい住所に書き換えます。
上下水道料金	・住所 ・水栓所在地	上下水道総務課 上下水道総務係 077-561-2440	市役所で新しい住所、水栓所在地に書き換えます。
貯水槽水道	・住所 ・設置場所	給排水課 給排水係 077-561-2443	市役所で新しい住所、設置場所に書き換えます。
土地登記簿	表題部の 所在地番、 地目、地積	大津地方法務局 本局 077-522-4671	大津地方法務局本局で表題部の所在、地番、家屋番号などを新しく書き換えます。ただし、表題部以外の登記名義人等の住所は、本人申請に基づくものであるため書き換えできません。
建物登記簿	表題部の 所在地番、 家屋番号		
地下水取水届	・住所 ・設置場所	環境政策課 077-561-2341	市役所で新しい住所、設置場所に書き換えます。

種類	変更欄	担当部署（電話番号）	説明
シルバーほっとカード	・住所	長寿いきがい課 高齢者福祉係 077-561-2362	市役所から新しい住所に書き換えたシルバーほっとカードを送付します。
図書館の利用登録	・住所	草津市立図書館 077-565-1818 南草津図書館 077-567-0373	図書館で新しい住所に書き換えます。

② 個人で変更手続きが必要なもの（市役所）

（こういうことは） 事 項	（だれが） 該当者	（どこへ） 申請・提出先	（何をもって） 提出書類等	（いつまでに） 手続き期限
住民基本台帳カード （写真付き）	住民基本台帳 カード（顔写 真付き）をお 持ちの方	市民課 戸籍住基係 077-561-2344	住民基本台帳 カード（顔写真 付き）	新しい住所への書き換え が必要となりますので、 お早めに変更手続きをお 願いします。 本人または同一世帯員 の方がお手続きください。 住民基本台帳カードとマ イナンバーカードの手続 きには、暗証番号の入力 が必要です。
在留カード・特別永住 者証明書	在留カード・ 特別永住者証 明書をお持ち の方		在留カード・特 別永住者証明書	
マイナンバーカード	マイナンバー カードをお持ち の方		マイナンバーカ ード	
児童扶養手当	児童扶養手当 受給者	子ども家庭・若者課 子ども家庭係 077-561-2364	児童扶養手当証 書	住所変更の手続きは不要 です。証書はそのままご 利用いただけますが、窓 口にご持参いただきまし たら、新しい住所に書き 換えをいたします。
特別児童扶養手当	特別児童扶養 手当受給者		特別児童扶養手 当証書	
身体障害者手帳、療育 手帳、精神障害者保健 福祉手帳	手帳をお持ち の方	障害福祉課 障害福祉係 077-561-6972	手帳 マイナンバー カード	市役所にお寄りの際や、 更新の際に手続きをお願 いします。
自立支援医療受給者 証（精神通院・更生医 療・育成医療）	受給者証をお 持ちの方		受給者証 マイナンバー カード	
競争入札参加資格審 査申請（物品・ビルメ ンテナンス、保安警備 等）において、登録し ている会社などの本 店、支店の住所変更	住所（所在地） 変更によって、 登録内容に変 更が生じた代 表者	契約検査課 契約検査係 077-561-2307	競争入札参加資 格審査申請内容 変更申請書（変 更届） 住所変更証明書 （写し） ※委任状（支店 の住所変更の場 合）	お早めに変更手続きをお 願いします。

③ 個人で変更手続きが必要なもの（市役所以外）

（こういうことは） 事 項	（だれが） 該当者	（どこへ） 申請・提出先	（何をもちて） 提出書類等	（いつまでに） 手続期限
土地・建物等不動産の所有者等の住所変更登記	土地・建物を所有（登記済み）されている方	<p>大津地方法務局 本局 077-522-4671 ※本事業区域以外の不動産の登記につきましても、これを管轄する法務局へ申請してください。</p> <p>なお、登記相談は予約制のため、事前に法務局へお問い合わせください。</p>	<p>登記申請書 住所変更証明書 印鑑</p>	<p>期日はありませんので必要な時に申請してください。</p> <p>ただし土地、建物の登記に関しては、令和5年8月末（予定）まで、登記事務が停止されますので、この期間内は、変更手続きをすることができません。</p>
会社などの法人の本店（主たる事務所）、支店（従たる事務所）および代表者等の住所変更登記	住所（所在地）変更によって、登記内容に変更が生じた法人の代表者	<p>大津地方法務局 本局 077-522-4671</p>	<p>登記申請書 住所変更証明書 印鑑</p>	<p>法定期間内に申請してください。</p> <p>本店…2週間以内 支店…3週間以内 ※住所変更証明書の提出があれば登録免許税は免除</p>
自動車運転免許証の住所・本籍変更	自動車運転免許証をお持ちの方	<p>運転免許センターまたは滋賀県内の警察署</p>	<p>自動車運転免許証 住所変更証明書および「本籍の変更について（お知らせ）」または換地処分公告後の住民票（本籍記載のもの）※住民票の取得は有料</p>	<p>お早めに変更手続きをお願いします。</p>
自動車登録証の住所変更	自動車を所有されている方	<p>滋賀運輸支局 050-5540-2064 軽自動車検査協会 滋賀事務所 050-3816-1843</p>	<p>車検証 住所変更証明書</p>	<p>車検、名義変更等の際に変更手続きをお願いします。</p>

(こういうことは) 事 項	(だれが) 該当者	(どこへ) 申請・提出先	(いつまでに) 手続期限
厚生年金に加入している会社員・公務員などの住所変更	加入者	勤務先を通じて手続きを行ってください。	お早めに変更手続きをお願いします。
厚生年金に加入している会社員・公務員に扶養されている妻(夫)の住所変更	国民年金3号被保険者	配偶者の勤務先を通じて手続きを行ってください。	
電気、ガス、固定電話、携帯電話、NHK、ケーブルテレビなどの住所変更	契約されている方	それぞれの機関	機関によって対応が異なりますので、それぞれの機関にお問い合わせください。
預金通帳、定期預金証書の住所変更	利用されている方	それぞれの金融機関	
クレジットカード、有価証券、株券、生命保険、損害保険、自動車保険等の住所変更	利用されている方	金融機関、クレジット会社、各保険会社	
滋賀県市町入札参加資格審査申請(建設工事・建設コンサルタント等・土木施設維持管理業務)において、登録している会社などの本店、支店の住所変更	住所(所在地)変更によって、登録内容に変更が生じた代表者	滋賀県市町競争入札参加資格申請受付システムにおいて、変更申請を行ってください。	お早めに変更手続きをお願いします。
その他	<p>これ以外にも法令等により住所変更等の届出を要するもの、<u>勤務先、学校、各種団体の会員等</u>で、あなたの住所を届けている機関においても変更手続きが必要な場合がありますので、各機関にお問い合わせいただき、住所変更等の手続きをお願いします。</p> <p><u>住所変更等の手続きの際は、事前に届出先に必要書類等の御確認をお願いします。</u>手続き方法は機関によって異なりますので、上記以外の書類が必要となる場合があります。</p> <p><u>事業所等で、官公庁等において入札参加申請などをされている場合は、各自で住所の変更手続きをしていただきますようお願いいたします。</u></p>		

8 登記の閉鎖について

法務局では、換地処分公告日の翌日から、土地区画整理法に基づく換地処分による登記書き換えが完了するまでの間（令和5年8月末までの見込み）、本事業区域内の土地および建物に関する登記簿が閉鎖され、基本的に一般の登記申請は停止されます。

（新築の建物登記等については可能となる場合があります。）したがって、この期間については、土地および建物の登記簿の取得や権利の設定・抹消などの申請ができませんので、ご注意ください。

9 住所変更手続きに関するQ & A

Q1 住所変更証明書はどのようなときに必要なものですか。

- A 土地区画整理事業に伴って住所が変更となったことを公的に証明するための書面です。住所変更手続きに際して、各機関から求められたときに必要です。

Q2 住所変更証明書を本人以外の者が申請することは可能ですか。

- A 可能です。住所変更証明書交付申請書に旧住所と氏名を記載のうえ、草津市役所都市計画課へ提出してください。申請書は市ホームページまたは、草津市役所4階の都市計画課窓口にあります。

Q3 住所変更証明書に有効期限はありますか。

- A 草津市では期限を定めておりません。詳細については、それぞれの提出先へお問い合わせください。

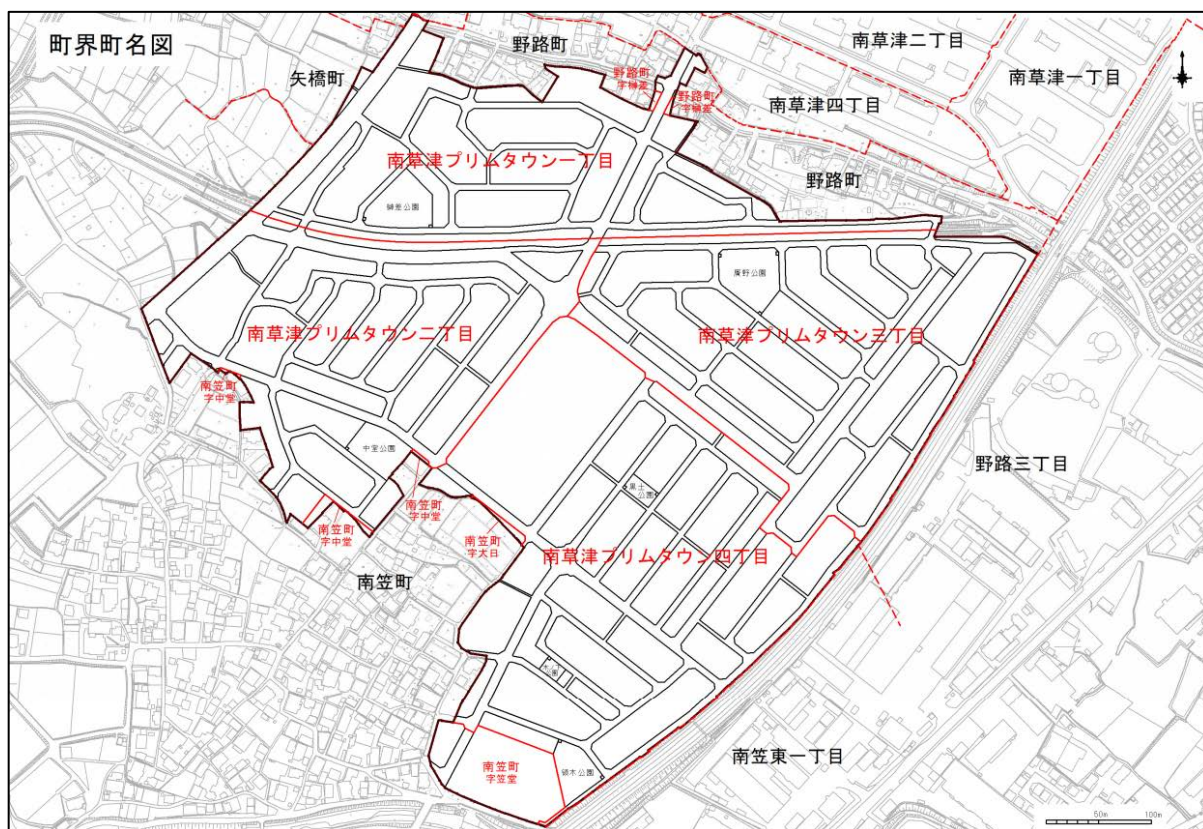
Q4 このパンフレットに記載されているもの以外で住所変更手続きが必要なものには、どのようなものがありますか。

- A 病院・医院等に届出している住所、商業施設等の会員登録、趣味サークルの登録等についても、御確認いただきますようお願いします。

Q4 南草津プリムタウン一丁目～四丁目の町界を教えてください。

- A 次ページの図をご確認ください。

(町界町名図)



ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

なお、それぞれの手続きに関する問い合わせは、本案内の「7 住所変更等に係る主な諸手続きについて」に記載の連絡先へ直接、御連絡をお願いします。

★南草津プリムタウン土地区画整理事業に関する問い合わせ先

〒525-0056

滋賀県草津市南笠町1270番地

南草津プリムタウン土地区画整理組合事務所

TEL (077) 569-5134

FAX (077) 569-5144

★「住所変更証明書」に関する問い合わせ先

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市 都市計画部 都市計画課 計画係

TEL (077) 561-2375

FAX (077) 561-2486

★「本籍の変更について（お知らせ）」に関する問い合わせ先

〒525-8588

滋賀県草津市草津三丁目13番30号

草津市 まちづくり協働部 市民課 戸籍住基係

TEL (077) 561-2344

FAX (077) 561-2492